

○厚生労働省告示第 号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第四十一条第三項第二号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第四十一条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める基準により算定した額を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第四十一条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の表の上欄に掲げる者（その建築、買収又は改造の時にこれに要する費用について国の負担若しくは都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市）の補助（これに国が補助を行うものに限る。）又はこれらに準ずるものを受けていないユニットにおいて指定介護福祉施設サービスの提供を受けているものに限る。）とし、同号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

	区 分	額
一	介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額（平成十二年厚生省告示第六十二号。以下「標準負担額告示」という。）の表の二及び三の項に掲げる者並びに介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成十二年厚生省告示第六十四号。以下「特定標準負担額告示」という。）の表の二及び三の項に掲げる者	一日につき厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）に定める一単位の単価（以下「単価」という。）に三十三単位を乗じて得た額（当該乗じて得た額がユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の一日当たりの額を上回る場合にあつては、当該費用の一日当たりの額）
二	標準負担額告示の表の四から六までの項に掲げる者及び特定標準負担額告示の表の四から六までの項に掲げる者	一日につき単価に六十六単位を乗じて得た額（当該乗じて得た額がユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の一日当たりの額を上回る場合にあつては、当該費用の一日当たりの額）